

京都市消防局訓令乙第14号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局市民生活の安全に関する規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

京都市消防局長 山内 博貴

目次中「住宅等」を「一般世帯」に改める。

第2条中第7号から第9号までを次のように改める。

(7) 在宅避難困難者 京都市避難行動要支援者名簿に掲載されている者及び消防局長（以下「局長」という。）が別に定める者をいう。

(8) 訪問防火指導 在宅避難困難者が居住していない世帯（以下「一般世帯」という）を訪問し、防火及び防災に関する啓発及び指導を行うことをいう。

(9) 防火安全指導 在宅避難困難者が居住する世帯（以下「在宅避難困難者世帯」という）を訪問し、防火及び防災に関する啓発並びに出火及び人命の危険に係る事項の点検等を行うとともに、その結果に基づき指導又は助言を行うことをいう。

第2条第12号中「訪問防火指導」の次に「及び防火安全指導」を加える。

第2章の章名及び同章第1節の節名中「住宅等」を「一般世帯」に改める。

第10条中「管内の住宅等」を「一般世帯」に改める。

第11条中「重点指導項目等」を「重点指導項目」に、「実施することができる」を「実施するものとする」に改める。

第12条中「適正に管理しなければならない」を「定期的に局長に報告しなければならない」に改める。

第16条の見出し中「在宅避難困難者に対する防火安全指導」を「防火安全指導の実施」に、同条第1項中「管内の在宅避難困難者」を「在宅避難困難者及び在宅避難困難者世帯の居住者」に改め、第16条の次に次の1条を加える。

（指定区域の防火安全指導）

第16条の2 署長等は、管内の状況から必要と認めるときは、特に区域を指定し、重点指導項目を定めて、防火安全指導を実施するものとする。

第17条中「管内の在宅避難困難者の状況及び防火安全指導の実施結果について」を「防

火安全指導を実施したときは、その結果を別に定めるところにより処理し」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(消防局予防部市民安全課)